

化学品管理 自主対応型への流れ

城内博

日本大学 理工学部 まちづくり工学科
国連GHS専門家小委員会日本代表

化学品管理の変遷

20世紀初頭

比較的に急性で重篤な中毒作用の対策や補償



20世紀中期

がんなどの慢性的な疾病が問題



20世紀末

予防的対策



21世紀

自主的な取り組み(自主対応型)が主流

年

ILO条約および勧告

1919	鉛中毒に対する婦人及び児童の保護に関する勧告(ILO第4号)
1919	燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する1906年のベルヌ国際条約の適用に関する勧告(ILO第6号)
1921	ペイント塗における白鉛の使用に関する条約(ILO第13号)
1925	労働者職業病補償に関する条約(ILO第18号)
1929	産業災害の予防に関する勧告(ILO第31号)
1960	電離放射線からの労働者の保護に関する条約(ILO第115号)および勧告(ILO第114号)
1971	ベンゼンから生じる中毒の危害に対する保護に関する条約(ILO第136号)および勧告(ILO第144号)
1974	がん原性物質およびがん原性因子による職業性障害の防止および管理に関する条約(ILO第139号)および勧告(ILO第147号)
1986	石綿の使用における安全に関する条約(ILO第162号)および勧告(ILO第172号)
1990	職場における化学物質の使用の安全に関する条約(ILO第170号)および勧告(ILO第177号)
1993	大規模産業災害の防止に関する条約(ILO第174号)
2001	労働安全衛生マネジメントシステム(ILOガイドライン)
2006	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(ILO第187号)および勧告(ILO第197号)

化学物質管理の潮流

法令準拠型 → 自主対応型

自主対応型 (1974年英国「職場における保健安全法」)

法律は原則のみとし、規則、指針、承認実施準則などで補完する体系

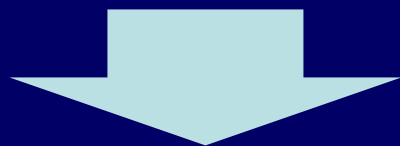
事業者は合理的に実施可能な限りにおいて対策を講じる
訴訟等が起きたときには、事業者は十分な防止対策を講じていたことを証明できなければ罰則が適応される

化学物質管理は国際的な枠組みで実行され、
各国はそれへの対応が求められている

なぜ自主対応型が必要か

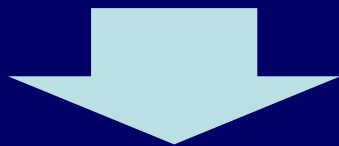
- 法の順守だけによる管理には限界
- 限られた資源(予算、人材、時間等)の有効活用が必要
- 優先順位に基づくリスク管理が合理的

自主対応型の基本となるものは
危険性・有害性に関する情報



情報が無ければ、
予防措置はできない

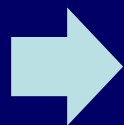
日本の制度で欠けていたもの



化学品の危険性・有害性に関する
情報伝達の制度

危険性・有害性に関する情報伝達の必要性

- 人は狩猟採集生活時代から、五感を通してまた経験から、危険性・有害性を認知し、回避する方法を学んできた
- それらの危険性・有害性を口承や文書で伝える方法を確立した
- 化学品は感覚(視覚、臭覚、触覚、聴覚)や経験が役に立たない、つまり容易に認知できない危険性・有害性を持つ
- 危険性・有害性が認知できなければ、それを回避することはできない
- 化学品による傷害/障害を防ぐためには、そのもつ**危険性・有害性**を「見える化」する必要がある



表示 (標識、色分け、ラベル、SDSなど)

日本で危険性・有害性の情報伝達に関する法規は整備されていたか？（法改正前）

- 健康障害を起こす化学品の半数は未規制物質である（厚生労働省）
- 適切に表示・伝達が行われていれば防ぐことが出来た業務上疾病が少なくない（厚生労働省）



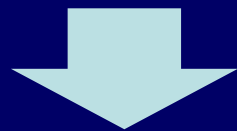
「危険性・有害性に関する情報が記載されていないことは安全を意味していない、**安全・無害ではないが、法律違反ではない**」状況であった

印刷会社で発生した胆管癌で 問われていること

法律を守らない事業者の下で
働く労働者をどのように守るか？



労働者に直接、危険性・有害性を伝えること



ラベル表示(危険性・有害性)の徹底

危険性・有害性に関する表示制度

- 欧州の規則では、化学品の危険性・有害性を調査して、その結果をラベルに記載しなければ市場に出せない(1970年代には施行)
- 米国には「危険有害性周知基準」があり、労働者には危険有害性を伝えなければならない(1980年代に施行)
- 欧米では法で規制する必要があると認識されている
- 以前は世界統一的なシステムはなかった
(ただし、国連危険物輸送勧告は1950年代に制定)

GHS(危険性・有害性を伝えるシステム)

化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

- 目的
 - 健康の維持と環境の保護を促進する
 - 貿易を容易にする
- 規定する内容
 - 危険性・有害性に関する分類基準
 - 安全データシート(SDS)の内容および記述様式
 - ラベルに記載すべき項目
- 範囲・対象
 - 危険有害な化学品(純粋な物質、希釈液、混合物)
 - 労働者(労働分野)、消費者(消費者製品)、輸送関係者(輸送分野)、緊急時対応者

日本のGHSへの対応（法令）

- 労働安全衛生法（第57条）を改正

危険有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善する（施行期日平成18年12月1日）

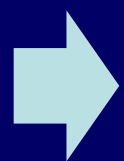
危険性・有害性分類、ラベル内容、SDSの内容・形式をGHSに一致させた

労働安全衛生規則の改正

厚生労働省令第9号(平成24.1.27 官報 第5726号)

- 第24条の14(ラベル)
- 第24条の15(文書交付SDS)
- 第24条の16(法第28条の2第1項を実施するための指針の公表)

<平成24年4月1日施行>



全ての危険有害な化学物質等はラベル、
SDS交付の対象となった(努力義務)

- 平成26年安衛法改正 ➡ 平成28年6月施行
 - リスクアセスメントの義務化
 - (➡ 640物質 ➡ 673物質 令和2年1月)
 - 表示(ラベル)対象物質の拡大
 - (➡ 640物質 ➡ 673物質 令和2年1月)
- ここまでの改正で法令的には自主対応型の基礎ができた(情報伝達、リスクアセスメントが法令でしっかり規定された)
- さらに平成19年労働契約法 第5条 安全配慮義務 を勘案すると
- 事業者の責任が明確になった(!?)

表示及びリスクアセスメント関連法規

平成 28 年 5 月 31 日迄

平成 28 年 6 月 1 日以降



GHSによって 労働安全衛生法令が整備された



法令準拠型から自主対応型へ

【問題点】

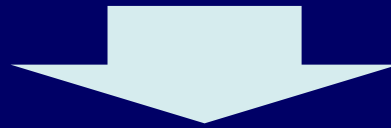
- 義務(罰則付き)と努力義務(罰則なし)が混在している
- 行政は明確な方針を打ち出していない
- 事業者の意識が遅れている？

日本のGHSへの対応（JIS）

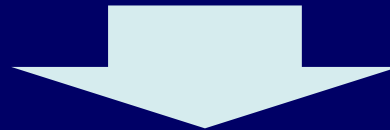
GHSの標準化（JIS） ← 法が引用

- JIS Z 7250 2005（SDS） → 2010（改訂・廃止）
- JIS Z 7251 2006（表示） → 2010（改訂・廃止）
- JIS Z 7252 2009（分類） → 2014（含危険性）
- JIS Z 7253 2012（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（平成24年3月）
- JIS Z 7253、JIS Z 7253 改訂（令和元年度5月）

事業者・労働者は何をすべきか



危険性・有害性に関する情報の共有



自主的対応によるリスクの低減

GHSで何が変わる？

- 全ての化学用品が危険性・有害性に関する分類、表示(ラベル、SDS)の対象になる
- 分類・表示が世界的に(国内的にも)統一される
 - ➡ 危険性・有害性に関する意識改革が起きる
 - ➡ リスク評価(OSHMS)の基礎ができる
 - ➡ 化学物質管理の責任を分担できる

おしまい